

農地を転用する場合には、

農地法の許可が必要ですが、許可を受けないで行われる、いわゆる「**違反転用**」が後を絶ちません。

農業者をはじめ、
開発などに携わる人も

農地転用許可制度を正しく理解して法令遵守に努める必要があります。

農地転用とは



農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林等農地以外の用地に転換することです。なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用となります。

※農業上の利用の改善を目的として農地のかさ上げや掘削を行う場合も許可あるいは届出が必要です。

違反転用したり、許可どおりに転用しなかったら……

原状回復等の命令、
罰則の適用があります。

●許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります（農地法第51条）。

●罰則の適用もあります（農地法第64条、第67条）。違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

①違反転用	3年以下の懲役または 300万円以下の罰金
②違反転用における 原状回復命令違反	(法人は1億円以下の罰金)

相談と違反転用の通報はお近くの農業委員会に

農地転用の許可申請の受付は、市町村の農業委員会で行っています（4 haを超える農地転用の場合は都道府県知事）。転用についての手続きや疑問は、まず農業委員会に相談してください。

※なお、農地転用に関する相談や苦情については、国（農林水産省・地方農政局等）に相談窓口が開設されており、都道府県（農地・農振担当部局）でも相談ができます。

▼農地に関する相談・転用についての手続きや疑問
▼違反転用の連絡・相談

